

(別紙2) 意見書に対する市の見解 (安曇野市の適正な土地利用に関する条例第45条第3項)

※1 本案件は、改正後の「安曇野市の適正な土地利用に関する条例(以下、「土地利用条例」という。)」の施行日(令和3年7月1日)より前に同条例第40条第1項の素案が提出されているため、経過措置規定に基づき「従前の例」により判断しています。このため、以下の「市の見解」において、単に「土地利用条例」と記載している箇所は、改正前の同条例(平成28年7月1日施行)を指しています。

※2 本案件では、多数の市民等により条例第42条第1項および第45条の3項の規定による意見書(以下、「意見書」という。)の提出ならびに第44条第2項の規定による公聴会(以下、「公聴会」という。)での公述が行われていることから、下表の「市民等の意見」については概要のみを記載しておりますがご容赦願います。

	市民等の意見(概要)	意見に対する事業者の見解	市の見解
1	<p><b>[公園、景観、生態系への影響への懸念]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発地に近接する位置に黒沢洞合自然公園が存在し、また同公園は開発地南側の市所有地までの拡張が計画されており、既存公園及び拡張後の公園を中心とした眺望景観に悪影響がある。</li> <li>里山の動植物を守り、自然を楽しむために造られた公園への影響を考慮すべき。</li> <li>洞合自然公園と周辺の森が作る景色ときれいな水、空気は安曇野市の宝であり、これらの自然環境を守るべき。</li> <li>計画地前面は、洞合自然公園の拡張が計画されている箇所であり、開発計画は市の公園拡充計画と相反するものである。</li> <li>洞合自然公園は、その敷地のみでなく、その周辺の土地も一体となって魅力が形成されているため、開発計画が履行されれば、同公園の魅力に大きな影響を及ぼす。</li> <li>当時の地元中学生が造成に携わっている洞合公園は、市民にとってかけがえのない大切な里山環境であり、誰もが動植物と触れ合い、観察等できる貴重な場所である。今回開発は、公園と周辺の環境の保全になじまないと考える。</li> <li>安曇野市歌で謳われる、「水と緑と光の郷」の実現のためには、今回土地における太陽光発電施設の開発は認められるべきではない。</li> <li>市による「市民意識調査(2022年4月～5月実施)」では、安曇野市への愛着を感じる理由として約7割が「自然環境と調和した快適な住環境が整備されている」ことを挙げている。本案件の用地は私有地であるが、安曇野市民の憩いの場である黒沢洞合自然公園に隣接していることから、太陽光発電パネルが設置されれば、黒沢洞合自然公園の自然環境や景観などが失われ、安曇野市民にとってかけがえのない「自然環境と調和した快適な住環境」が失われると考える。</li> </ul>	<p>今回の土地はあくまで私有地であり、公共の土地ではありません。公園が近いために景観が悪くなるという意見は主観的な意見であり、人によって感じ方は違う事ですし、意見のあった住民の方の事を考慮し、なるべく公園からは離して設置する予定にしております。</p> <p>また、公園を設置したことにより開発行為に制限がかかるのであれば、公園設置の際に制限がかかる範囲の地権者に説明と同意が必要になると考えます。当方は現地権者からそのような報告は受けておりません。</p> <p>公園設置により制限がかかるのであれば、明らかに制限がかかる範囲の土地の価値は下がることであり、公園設置の際に制限がかかる範囲の地権者の同意もしくは土地の買収が必要だったと考えます。</p>	<p>土地利用条例はその前文において、「豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市づくり」をまちづくりの目標像に掲げている。また、安曇野市景観条例(以下、「景観条例」という。)にあっては、その目的について「市、市民、事業者等が一体となって、次世代に誇れる景観づくりの推進を図り、もって暮らしやすさと産業発展のバランスが取れた田園産業都市の実現に資する(第1条)」としている。また、本件申請は、黒沢洞合自然公園(以下、「洞合公園」という。)に近接する場所での計画であるところ、「黒沢洞合自然公園の設置及び管理に関する条例(以下、「洞合公園条例」という。)」第1条では、「三郷洞合地区に残る里山の自然環境の保全と創出に努め、市民が安曇野の自然に親しみ学習する場を広く提供するため、黒沢洞合自然公園を設置する。」としている。</p> <p>土地利用条例、景観条例及び洞合公園条例の制定目的や諸規定を総合勘案して見て取れるように、当市では、三郷洞合地区を含む市内の豊かな自然環境や景観、歴史・文化などの景観利益をできるだけ良好な状態で保全することを適正な土地利用の行政目的としていることから、本件申請をまちづくりの目標像等に反しない特定開発事業として認定するにあたっては、本件開発が洞合公園およびその周辺の景観等に及ぼす影響と、本件特定開発事業の必要性及び公共性の高さを比較衡量の上、洞合公園の良好な景観等をできるだけ保全するという行政目的を踏まえつつ合理的に判断すべきであると考えます。</p> <p>ここで、本件開発が履行された場合、洞合公園から程近い場所に存する約6,000㎡の土地に存する樹木が伐採され、太陽光発電施設が建設されることとなるが、当該施工内容に照らせば、本件開発により洞合公園およびその周辺の景観は大きく様変わりし、その全体としての美しさが著しく損なわれるとともに、それが醸し出す文化的、歴史的価値もまた大きく低減するものと認められる。この点、申請者は、本件申請に係る市民等の意見に対する見解として「(公園と計画地とは)物理的に距離が離れており、公園への影響はない」と主張しているところ、本件申請地が洞合公園の区域に含まれないことは明らかであるが、本件申請地一体はいわば洞合公園の表玄関ともいえるべき場所に位置しており、少なくとも一般の市民の意識の上では、その歴史的・文化的・景観的価値の点で、洞合公園の自然環境と同じ程度の価値を有するものであると認められていることは、意見書や公聴会における市民等の意見を見るに明らかである。このため、洞合公園及びその周辺の風致・景観は、市民にとって貴重な文化的財産として、自然の推移による場合以外は、現状のままの状態が維持・保存されるべきであるとの見地のもとに、最も厳正に現状の保護・保全が図られるべきであり、当該土地に一たび人為的な作為が加えられれば元に復元することは困難を極めることに鑑みれば、本件土地の所有権は私有に属するとはいえ、その景観的・風致的価値は、市民が等しく共有すべき文化的財産として、将来にわたり、長くその維持、保存が図られるべきものとして取り扱うのが相当であると考えます。</p> <p>よって、本件申請を認定するためには、単にその事業が何らかの優位性や公共性を有するというだけでは足りず、これに加え、本件開発がどうしてもこれによらざるを得ないと判断し得るだけの必要性、換言すれば、本件土地周辺の有する景観、風致、文化的諸価値を犠牲にしてもなお、本件開発を実施しなければならない必要性、ないしは環境の荒廃をかえりみず開発を強行しなければならない必要性があることが肯定されなければならない。なぜなら、前述したような景観、風致、文化的諸価値ないしは環境の保全の要請は、市民が健康で文化的な生活を営む条件にかかわるものとして、行政の上でも最大限に尊重されるべきものであるからである。事業者は、本件事業の実施に際して、単に樹木が存する状態と比して二酸化炭素削減効果の優位性があること、本件土地が私有地であること等を主張しているが、仮に二酸化炭素削減効果に関する事業者の主張が正しいものであるとする立場に立ったとしても、これらの事由をもって本件開発がやむを得ないものであるとするのは妥当ではないと考える。</p>

	市民等の意見（概要）	意見に対する事業者の見解	市の見解
2	<p><b>【土砂災害の懸念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地での開発であることを考慮すると、降雨強度（5年確率）に基づく排水計画では、土砂災害に耐えうる設計であるかが不明瞭である。</li> <li>・当該地の地質や形状等を加味し、浸透トレンチ以外の方法での雨水対策が必要ではないか。</li> <li>・斜面の安全性を保つための対策が講じられておらず、斜面の崩落の危険性が排除できない。</li> <li>・計画箇所は土砂災害警戒区域、特別警戒区域及び砂防指定地に近接し、計画箇所自体も相当の急傾斜地であることから、土砂災害の危険性があり、公園に通じる市道及び当該市道を通行する市民や公園利用者等への被害が懸念される。</li> <li>・事業予定地は上記ハザード指定はないが、周辺のハザード指定を鑑みれば事業予定地でも災害の発生が懸念されるのであり、相応の対策や設計が必要である。</li> </ul>	<p>行政と協議の上、5年確率の降雨強度で設計をしています。現在、計画段階であり、許可後に造成工事業者と協議してトレンチではなく、可能であれば下の傾斜のゆるいところに深く浸透柵を何個か設置する方法も含めて協議する予定です。</p> <p>なお、可能であれば10年確率での計画も協議いたします。</p>	<p>開発予定地は急傾斜地に関する土砂災害警戒区域、同特別警戒区域及び砂防指定地が指定されている箇所に近接しているものの、前述した区域等は指定されていない土地である。ここで、安曇野市の開発事業に関する技術的な基準に関する規則第12条第1号は、太陽光発電施設の位置、規模、配置、形状等の基準を定めているところ、同号アは同施設について、「土砂崩壊、土砂流出、洪水など災害発生の危険性の高い場所又は良好な眺望景観を阻害する場所には設置しないこと。」と規定しているが、改正後の技術基準に係る規則（安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則）では、災害発生の危険性の高い場所を、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「保安林」としていることを鑑みれば、本件開発に適用される技術基準において太陽光発電施設の設置を禁じている「土砂崩壊、土砂流出、洪水など災害発生の危険性の高い場所」とは、改正後の技術的細目で指定する5つの区域等を指すと解するのが相当であると考えられる。以上のことから、本件土地は、条例及び技術的基準により災害発生の危険性の観点から太陽光発電施設の設置が禁じられている場所とまでは言うことができない。</p> <p>ただし、本件申請地の南に位置する土地に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されていること、本件申請地の東西に隣接する土砂災害特別警戒区域及び同警戒区域（いずれも急傾斜地）が指定されている土地と比して勾配に大きな差がないことを鑑みると、本件申請地における開発にあっては、他の一般的な土地における開発に比して、土砂災害の発生を防止するための措置（地質調査及びこれに基づく具体的な対策等）を講じることが求められるべき土地であると考えます。</p> <p>この点事業者は、「特定開発事業が認定された後に、現地を詳細に調査し、対策を講じる」として見解を示しているところ、条例における特定開発事業の扱い（土地利用基本計画の開発事業の基準に定めのない開発事業であって、条例第41条第1項による説明会の開催及び同第47条第2項による土地利用審議会からの意見聴取を経た上で同条第1項による認定を受けなければ、第18条第2項の規定による開発事業の案が提出できない。すなわち、技術的基準を踏まえた審査の前に、説明会における市民等の意見や土地利用審議会の意見を踏まえた市長による事業の実施可否に関する判断が必要となる。）を考慮すれば、高額な費用負担が生じる可能性のある地質調査等を特定開発事業の認定の前に実施することが困難であるとする事業者の見解について一定の合理性が認められることから、申請時点で事前の地質調査や防災対策が十分に講じられていないことをもって本件申請を不認定とすることは妥当でないものの、特定開発事業の手続きにあっては周辺施設の利用者も含めた市民等の理解を得ることが重要であり、例えば想定される選択肢をいくつか示した上で、地質調査の結果に応じて施工方法等を決定するとして地域に説明する等の方法も考えられる中、当該選択肢も示さないままに一律に認定後に調査するとして見解を示していることは、市民等の不安を払拭するための対応として不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>なお、雨水排水計画の妥当性については、市民等が意見で言及しているとおおり、県内の他自治体（佐久市、富士見町など）では、太陽光発電施設の建設に係る雨水排水施設の計画にあっては10年確率（降雨継続時間10分）以上の降雨強度を用いることとしているが、本市においては、太陽光発電施設の建設を含めたすべての開発事業について、5年確率（降雨継続時間10分）の降雨強度に基づく雨水排水計画の作成を指導しているところ、当該降雨強度は、都市計画法第33条第2項、同法施行令第26条第1号及び同法施行規則第22条第1項の基準と比べて、著しく低い数値を採用したものではないことから、当該基準を採用した市の指導及び事業者の雨水排水計画が不相当であるとまでは言うことができない。</p>

	市民等の意見（概要）	意見に対する事業者の見解	市の見解
3	<p><b>〔法令との整合の問題〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業予定地は、安曇野市都市計画マスタープランにおいては、目指すまちの基本構想を示したゾーニングでは森林環境エリア（山麓の良好な森林空間や温泉等の資源を活かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン）となっている。また、安曇野市景観計画ガイドラインにおいて、太陽光発電施設は、「設置場所に配慮し、目立たない規模形態」と定められている。安曇野市のまちづくりに関する各種計画やガイドラインに照らし合わせてみても、本計画は当該計画等に合致するものではないと思われる。</li> <li>「安曇野市の開発事業に関する技術的な基準に関する規則」第12条を満たしていないのではないか。</li> <li>長野県の方針（公園及びその周辺への太陽光発電施設の設置は、配慮が必要）にも反している。</li> </ul>	<p>公園からは距離を取る、土砂災害警戒区域、同特別警戒区域、砂防指定地には設置しない、市の法令を遵守するなど、可能なことは実施しています。</p> <p>また、今回計画地は、発電施設の設置が禁止されている区域ではないと認識しています。</p>	<p><b>（安曇野市の各種計画やガイドライン等との整合）</b></p> <p>条例第47条第1項により別に定める「特定開発事業の認定に関する指針（以下、「指針」という。）」では、「Ⅲ 1 まちづくりに関する計画等への整合」において、「特定開発事業は（略）都市計画マスタープランに整合し、（略）その他まちづくりに関する計画等に反しないものとする。」とされており、全ての特定開発事業は、安曇野市都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）に整合する内容であることが求められる。ここで、本件申請地は市民等が意見しているとおおり、マスタープランにおいて「森林環境エリア（西山山麓）」に位置付けられ、「山麓の良好な森林空間や温泉などの資源を生かし、観光・保養空間としての質を高めるゾーン」とされていることを鑑みると、西山山麓に生息する約6,000㎡の森林を伐採した上で行われる本件開発は、マスタープランに整合した開発事業であるとは言い難く、もって本件申請は指針に合致する特定開発事業とは言えないと考える。</p> <p>ただし、本件申請地を含む三郷地域の西山山麓は、安曇野市土地利用基本計画（以下、「基本計画」という。）においては、「田園環境区域」に位置付けられているところ、当該区域にあつては、開発事業の基準に「太陽光発電施設で、敷地面積が200㎡以下のもの」を規定しているとおおり、市は、同区域における太陽光発電施設を建築する開発事業を完全に否定しているものではない（なお、マスタープラン上で森林環境エリアに位置付けられた箇所は、基本計画において山麓保養区域または森林環境区域に位置付けられるのが通常ではあるが、エリアと区域の対応関係は完全に一致しないことについては、マスタープランで言及しているとおおりである。）。このことを鑑みると、本件申請地のように、マスタープラン上は森林環境エリア、基本計画上は田園環境区域に位置付けられた土地にあつては、一律に太陽光発電施設の建設が否定されるものではなく、開発に伴う森林の伐採の有無や土地の現況、周辺住民等への影響を総合勘案して判断すべきであり、マスタープラン上で森林環境エリアに位置付けられていることのみをもって、本件開発が指針に合致しない特定開発事業であると判断すべきではないと考える。</p> <p>また、安曇野市景観条例および景観ガイドラインでは、太陽光発電施設の建設に際して設置場所への配慮を規定しているが、これは「発電モジュールを境界から一定距離後退」させることを意味しており、市民等が意見書で言及している、風光明媚な場所等への設置を禁止する、又は抑制する等の基準は、同条例及びガイドラインには定められていない。このため、開発予定地への太陽光発電施設の建設が、安曇野市景観条例に抵触する行為であると言うことはできない。</p> <p><b>（開発事業に関する技術的な基準との整合）</b></p> <p>安曇野市の開発事業に関する技術的な基準に関する規則第12条第1号は、太陽光発電施設の位置、規模、配置、形状等の基準を定めているところ、同号アは同施設について、「土砂崩壊、土砂流出、洪水など災害発生の危険性の高い場所又は良好な眺望景観を阻害する場所には設置しないこと。」と規定している。</p> <p>この点、前述したとおおり、技術基準に関する規則の改正内容を鑑みると、本件開発に適用される技術基準において太陽光発電施設の設置を禁じている「土砂崩壊、土砂流出、洪水など災害発生の危険性の高い場所」とは、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「保安林」を指すと解するのが妥当であるところ、本件申請地には前述した区域等は指定されていないことからして、本件申請地は条例により太陽光発電施設の設置が禁じられている場所ではないと考える。</p> <p>ただし、技術基準では、上記災害発生の危険性に関する基準の他に、「良好な眺望景観を阻害する場所には設置しないこと」も規定している中、前述したとおおり、本件開発によって洞合公園およびその周辺の景観は大きく様変わりし、その全体としての美しさが著しく損なわれるとともに、それが醸し出す文化的、歴史的価値もまた大きく低減するものと認められることから、本件開発は、当該基準を満たした開発事業であるとは言い難いと考える。</p> <p><b>（促進区域の設定に関する基準（令和4年5月長野県策定）との整合）</b></p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の改正により、令和4年4月1日より全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定や地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされたことを受け、長野県は令和4年5月に「促進区域の設定に関する基準」を策定し、（市民等が意見しているとおおり）「公園及びその周辺」を「地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域」として位置づけている。</p> <p>しかしながら、当該基準は、『市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう（同基準より抜粋）』にすることを目的とし、また『本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第6項に規定する促進区域の設置に関する基準（同基準より抜粋）』とされており、市町村が当該促進区域を設定する上での基準を定めたものであり、個々の太陽光発電施設の建築の可否に関する基準を定めたものではないことからして、本件開発は当該基準に反するものではなく、また、そもそも当該基準により個別の開発を審査することは不相当であると考ええる。</p> <p>なお、当市では前述した法及び県の基準に基づく促進区域を設定していないが、『促進区域が設定された場合であっても、（略）当該区域外における事業の実施が一律に禁止されるものではない（改正地球温暖化対策推進法について：2021年10月環境省大臣官房環境計画課より抜粋）』として国が見解を示していることを鑑みれば、仮に当市で促進区域が設定されていたとしても、促進区域の外における太陽光発電施設の建築を一律に禁止することは妥当でないことを申し添える。</p>

	市民等の意見（概要）	意見に対する事業者の見解	市の見解
4	<p><b>[周辺住民や公園利用者の理解]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民を中心に、公園の拡充及び今回開発に反対する署名が約 6000 筆集められる等の状況であり、地元の小倉地区に居住する住民をはじめとした多くの市民や公園利用者が、この計画に同意しないという意思を署名活動や住民説明会、公聴会ではっきりと示している。</li> <li>・素案に関する説明会では、利益優先の他県事業者の主張と住民の反対意見は平行線で終わっている。また、公聴会では、事業者は住民の意見を聴き流す答弁に終始しており、質問に対する回答も噛み合わない状況であった。</li> </ul>	<p>説明義務は果たしております。説明会では反対の感情論が多く、技術的な説明会は許可後に予定しています。</p> <p>土砂災害の懸念に関する意見に対する見解でも記載しているとおり、各部門（排水、架台等）専門的な意見を頂いて設計を進めます。</p> <p>また、公園設置の際に今回の開発地に制限がかかるという報告は地権者様から受けておりません。</p>	<p>開発事業は、その内容に関わらず、事業の実施により周辺の住民や土地の所有者等に対して、景観や心理的な側面による影響を及ぼすものであるが、その中でも特定開発事業は基本計画に整合しない開発事業であることから、その認定に係る条例手続き等にあつては、周辺住民等に対して特段の配慮が求められるものであると考える。このため、条例では、特定開発事業の認定に係る手続きに際し、素案に係る説明会の開催等を事業者に課すとともに、市民等の疑義や不安を払しょくするための仕組みとして、意見書や公聴会等の住民参加の仕組みを設けているところである。</p> <p>この点、本件申請にあつては、条例第 41 条第 1 項により事業者が開催した令和 3 年 5 月 23 日付け説明会に際しては、近隣の土地所有者への説明会開催の連絡や書類送付が適切になされず、またこのことの補正を目的に開催した同年 7 月 10 日付けの説明会では、開催通知を送付した近接の土地所有者以外の出席を拒否する等の対応が確認されており、また前述した説明会やその他の機会において、地元住民等が再度の説明会の開催を申請者に対して要望したにも関わらず、当該要望に応じることなく条例手続きが進められた状況にある。</p> <p>また、本件申請に対しては、意見書及び公聴会において市民等が各種災害（水害や光害、土砂災害等）の発生を懸念する意見を述べるとともに、開発が履行された際の景観シミュレーション図面や反射光シミュレーション等の資料提示、土砂災害の防止に係る具体的な方策等の説明を求めていたが、以後の条例手続きその他の機会において、申請者による当該資料等の提示はなされていない状況である。</p> <p>これらの状況を鑑みるに、本件申請にあつては、開発事業者による地域住民等との適切なコミュニケーションや地域住民に対する配慮が十分に行われたとは言い難く、このこともあつて本事業は、「周辺住民の理解を得る」までに至っておらず、また、理解を得るための開発事業者の取り組み等が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>なお、前述した意見書及び公聴会においては、前述した事項の他に、詳細な地質調査の結果に関する資料提示についても市民等から要望があったところであるが、地質調査に係る費用が高額になる可能性があること、条例における特定開発事業の扱いを鑑みると、本件特定開発事業の認定後に当該調査を実施するとして事業者の見解には一定の合理性が認められることから、当該対応が著しく不誠実な対応であるとまでは言うことができないものの、当該意見が土砂災害の発生を懸念してのものであることを鑑みれば、例えば、災害対策として想定される選択肢をいくつか示した上で、地質調査の結果に応じて施工方法等を決定するとして地域住民に説明する等の方法も考えられる中で、当該選択肢も示さないままに一律に認定後に調査するとして見解を示していることは、市民等の不安を払拭するための対応として不十分であると言わざるを得ないことは、前述したとおりである。</p>
5	<p><b>[事業者の信頼性の問題]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民説明会や公聴会での対応等、地元住民に対する姿勢については疑問が残る点が多く、住民に対して真摯に対応しているとは言い難い。</li> <li>・公聴会で指摘した技術的な事項について、何らの回答や資料提出がなされておらず、誠実な対応とは言い難い。</li> <li>・事業者の見解や公述からは、洞合自然公園の織りなす景観やこれを大切に思う市民に対する配慮や誠意が感じられない。</li> <li>・パネルの配置図面で（計画予定地ではない）三郷小倉 2926-2 にパネルが配置される計画となっている等、資料作成の杜撰さを見ても、事業者の信頼性に疑義がある。</li> </ul>		
6	<p><b>[その他：電磁波の影響]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・黒沢洞合自然公園は化学物質過敏症の発症者の療養の場であり、当該患者は電磁波過敏症を併発することが多いことから、当該施設へ通じる市道脇に、電磁波を発生させる太陽光発電施設を建設すべきでない。</li> <li>・黒沢洞合自然公園は自然観察のために創設した公園であるが、近隣に太陽光発電所が建設されることにより、発電所から発する電磁波の影響が公園の動植物に及び、結果、自然観察に適さない環境となることが予想されるため、今回開発は不相当であると考える。</li> </ul>	<p>太陽光発電施設は経済産業省が推進していることであり、同省およびメーカーからそのような報告は受けておりません。</p>	<p>化学物質過敏症については、市においてもホームページ等で啓発を行うとともに、公立の認定こども園や幼稚園、市立小・中学校の関係者へ周知を行うなどの啓発活動に取り組んでいるところである。他方、電磁波を巡っては過去の判例（東京地方裁判所令和 3 年 9 月 9 日判決）において、「人工電磁波がもたらす環境変化が EHS（電磁過敏症）患者の発生を増やし続けているとの見解を示す『人工電磁波がもたらす健康影響について－電磁過敏症をめぐる諸問題－』と題する論文（以下「本件論文」という。）や日本弁護士連合会が厚生労働大臣及び総務大臣に宛てて提出した電磁波問題に関する意見書（以下「本件意見書」という。）をもって（略）健康被害を生じさせるいわゆる嫌悪施設であると主張する。しかし、本件論文は、（略）電磁波が健康被害を及ぼすとの国内外の研究、調査結果を紹介しているものの、これに反する研究、結果への考察がなされているとは言い難い。かえって、（略）世界保健機関は、電磁過敏症を含む健康被害と電磁界ばく露との関係について、説得力のある科学的証拠や研究による裏付けはないとしている上、総務省の検討機関も、電波防護指針値を超えない強さの電磁界ばく露が、健康に悪影響を及ぼす証拠は認められないと結論づけている。また、本件意見書は、電磁波による健康被害について、科学的知見の確立がなされていないことを前提とする提言であつて、電磁波による健康被害を裏付けるものということではできない。以上の事情を考慮すると、（略）電磁波と健康被害との関係については、未だ確立した科学的知見があるということではできず、（略）電磁波により、原告を含む周辺住民に健康被害を発生させるものと認めることはできない。」としている。</p> <p>当該判決を鑑みると、太陽光発電施設については、当該施設に起因して電磁波が発生する可能性があるものの、当該電磁波により、化学物質過敏症発症者を含む洞合公園の利用者や周辺住民に健康被害を発生させると確信をもちうる程度の高度の蓋然性を認めることはできないことから、本件申請地での太陽光発電施設の建設が不当な行為であるとまではいうことができない。</p> <p>なお、電磁波による動植物への影響については、仮に市民等の意見が正しいとする立場にたつてなお、当該事由によって他者の何らかの権利を侵害し、あるいは各種法令等に抵触するものであるとは認められないことからして、当該事由をもって本件申請を不認定とすることは妥当でないと考える。</p>